

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 (社会的な要請に対応できる看護師の養成)

公募説明会

令和6年3月28日

高等教育局医学教育課

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

5億円
6億円



現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症を契機に、医療人に**求められる資質・能力が大きく変化**。
- 高齢化の進展による**医療ニーズの多様化**や**地域医療の維持**の問題が顕在化。
- 高度医療の浸透や地域構造の変化（総合診療医の需要の高まり、難治性疾病の初期診断・緩和ケアの重要性等）**により、従来の医師養成課程では対応できていない領域が発生、**新時代に適応可能な医療人材の養成**が必要。
- ◇社会の変化等により、看護師に求められる能力や看護を提供する場が多様化してきたことにより、**社会的な要請に対応できる看護師の養成が急務**となっている。
- ◇医療技術の進歩に伴い、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校等においても医療的ケア児は増加しているが、その支援体制は十分ではない。**医療的ケア児の地域における支援体制構築のためにリーダーシップを発揮する看護師の養成**が求められている。
- ◇改正感染症法の成立を踏まえ、コロナ禍で必要性が顕著となった**重症患者の対応が可能な看護師の養成**が求められている。

事業内容

【医師養成】

医療ニーズを踏まえた地域医療等に関する教育プログラムを構築・実施

- ◆地域ニーズの高い**複数分野（総合診療、救急医療、感染症等）を有機的に結合させ横断的に学ぶことのできる教育**の実施により、地域医療のリーダーとなる**人材の育成**
- ◆**地域医療機関での実習**等を通じて、
 - ①地域の課題を踏まえた教育研究の実現や地域医療への関心を涵養
 - ②専門に閉じない未分化・境界領域への対応力を涵養
- ◆**オンデマンド教材**等の教育コンテンツの開発

社会環境の変化に対応できる資質・能力を備えた医療人材養成のための教育プログラムの開発及び教育・研究拠点の形成

【支援期間】
7年間（令和4年度～10年度）

【単価・件数】
48百万円×11拠点

【選定大学（代表校）】
弘前大学、筑波大学、千葉大学、富山大学、名古屋大学、岡山大学、高知大学、長崎大学、宮崎大学、琉球大学、埼玉医科大学

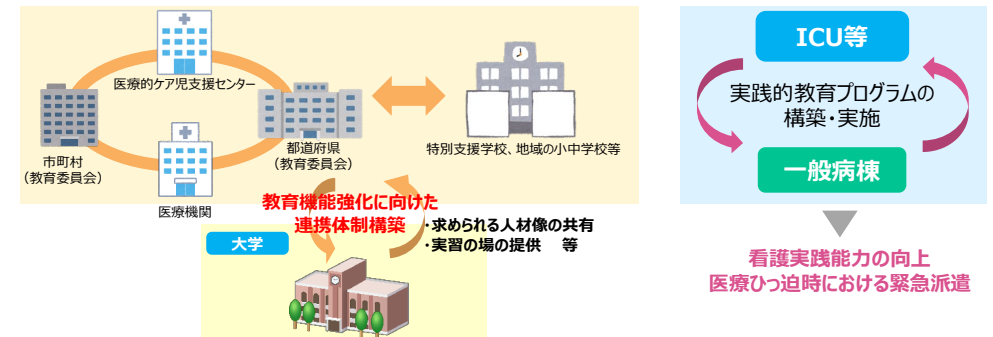
<地域医療の課題やニーズを踏まえた教育>



【看護師養成】

以下の2課題に対応できる看護師を養成するための教育プログラムを開発し、社会的な要請に対応できる看護師の養成を行う

- ◆**テーマ1「医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成」**
看護学部生：医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
現役看護師・潜在看護師等（保健師・助産師含む）：医療的ケア児支援における**指導的立場等の看護師養成のためのリスキング教育プログラムの構築**
- ◆**テーマ2「重症患者に対応できる看護師養成」**
クリティカルケア領域（集中治療・救急部門等）における長期のOJT（On-the-Job Training）を含む**重症患者に対応できる看護師養成のための実践的教育プログラムの構築**



【支援期間】3年間（令和6年度～8年度）
【単価・件数】10百万円×各1拠点 【交付先】国公立大学

<背景>

社会の変化等により、看護師に求められる能力や看護を提供する場が多様化してきたことにより、社会的要請に対応できる看護師の養成が求められています。

特に、医療技術の進歩に伴い、特別支援学校のみならず、**地域の小・中学校においても医療的ケア児は増加しているところ、その支援体制は十分ではなく、医療的ケア児の地域における支援体制構築のためにリーダーシップを発揮することができる看護師**が求められています。

また、令和4年12月に改正感染症法が成立し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院は、都道府県との間で「医療措置協定」を締結するとともに、感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供が義務付けられることとなりました。**新型コロナウイルス感染症の対応を振り返ると、通常医療との両立を図りながら、コロナ専用病床を稼働できる体制の確保に課題があった**と指摘されており、高度急性期機能を担う大学病院においては、**一般病棟においても平時から重症患者に対応できる看護師の養成は喫緊の課題**となっています。

<目的>

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（社会的な要請に対応できる看護師の養成）は、

- ① **医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師を養成するためのリスキング教育プログラム**の構築や**看護学生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等**を試行的に実施する優れた取組を支援することにより、**医療的ケア児が特別支援学校や小中学校等において学びやすい環境を構築**するとともに、
- ② **重症患者に対応できる看護師を養成するための実践的教育プログラム**を構築する優れた取組を支援し、**新興感染症の感染まん延時等においても、重症患者が安心して診療を受けられる環境の構築**に貢献すること

を目的としています。

（１）申請対象

【テーマ１】 医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成

医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成のための教育プログラムの構築を図るもの。具体的には**以下の項目を全て満たすプログラムを対象**とする。

- ① **現役看護師・潜在看護師等（保健師・助産師含む）を対象としたリスキニング教育プログラムを履修証明プログラム**として構築するもの。特別支援学校や地域の小中学校等において、通常の医療的ケアの実施等に加えて、外部関係機関との連絡調整や医療的ケアに関する教職員からの相談等の実施ができる看護師の養成を目的として、**自治体や医療的ケア児支援センター、特別支援学校等と連携**し、地域から求められる指導的立場等の看護師に求められる人材像に基づき、教育プログラムを構築する。教育プログラムには、**座学での学習項目（対面講義を含む・e-ラーニングを併用可）**や、**必要な手技の訓練、特別支援学校等での実習**等を組み込むこと。

【Q3-1】 テーマ1において、看護師（保健師・助産師含む）以外を対象者として含むことが可能か。

【A】 地域から求められる指導的立場等のA ①の取組において、通常の医療的ケアの実施等のみならず、外部関係機関との連絡調整や医療的ケアに関する教職員からの相談等の実施ができる看護師の養成を想定しているため、看護師の養成を必須としますが、他職種の方が教育プログラムの対象者となることを妨げるものではありません。

【Q3-3】 自治体や医療的ケア児支援センターとの連携は必須なのか。

【A】 地域から求められる指導的立場等の看護師に求められる人材像に応じて教育プログラムを構築いただくために、自治体や医療的ケア児支援センター等各地域の実情に応じた適切な連携体制を計画してください。

【テーマ1】 医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成（つづき）

- ② **看護師養成課程の全学生を対象として、特別支援学校や地域の小中学校等における医療的ケア児支援を含む実習**を構築するもの。既存の実習の一部として、特別支援学校等における医療的ケア児支援に関する実習を新たに組み込むことも可とする。

また、将来的に変更承認申請（科目の内容変更または教育課程の変更）を行う計画を策定する場合に限り、補助対象期間内では自由科目や特別実習といった形で医療的ケア児支援に関する実習を試行的に実施することも可とする。

なお、**①②に共通して**、例えば「学校教育における医療的ケア」や「特別支援教育の理解」、「特別支援学校等における看護師の役割」といった**特別支援学校等からの視点で学ぶことができるプログラム**とすること。

【Q3-4】 医療的ケア児支援を含む実習について、変更承認申請は必須となるのか。

【A】 必修科目や選択科目として新たに科目を追加する場合は変更承認申請（教育課程の変更）が必要となります。なお、既存の実習の一部として組み込む場合において、科目全体としての教育内容に変更がないと判断される場合は、変更承認申請は不要です。（科目全体としての教育内容に変更がある場合は、変更承認申請（科目の内容変更）が必要となります。）また、新たに特別支援学校等を実習施設として使用する場合は、変更承認申請（実習施設）が必要となります。

【テーマ2】 重症患者に対応できる看護師養成

クリティカルケア領域（集中治療・救急部門等）における長期のOJT（On-the-Job Training）を含む重症患者に対応できる看護師養成のための実践的教育プログラムの構築を図るもの。具体的には、**以下の項目を全て満たすプログラムを対象**とする。

- ① 将来の派遣要請への対応も踏まえた、求められる資質や能力を涵養するために必要な教育内容を、**OJTでの実施項目及び座学での学習項目（対面講義を含む・e-ラーニングも併用可）等により体系的に編成**するもの。
- ② **クリティカルケア領域（集中治療・救急部門等）における研修期間を半年～1年に設定**するもの。
- ③ **事業開始前において一般病棟で勤務している者**のうち、目安として、看護師臨床経験を2年以上有する者を研修受入対象とするもの（ただし、研修者本人の希望により看護師臨床経験が2年未満であっても受入可能。）。

【Q3-7】 長期のOJT（On-the-Job Training）とはどのくらいの期間を想定しているのか。

【A】 本事業では、クリティカルケア領域（集中治療・救急部門等）における研修期間を半年～1年に設定していただきますが、その中で、各大学において必要と考えられるOJTの期間を設定してください。

【Q3-8】 代表校又は連携校以外の医療機関から研修生を受け入れることは可能か。

【A】 テーマ2では、医療ひっ迫時における派遣要請に対応できる看護師数が増加することを目指しているため、自大学のみならず、他の大学病院や地域の医療機関に勤務する看護師の方が教育プログラムの対象者となることは可能です。

【Q3-9】 代表校や連携校以外の医療機関等でOJTを実施することは可能か。

【A】 本事業では高度急性期機能を担う大学病院におけるOJTを想定しているため、大学病院で実施するOJTと同レベルの実施体制と教育内容を担保することが可能である場合には、代表校や連携校以外の医療機関等でOJTを実施することを妨げません。

【テーマ1・2共通】

両テーマとも、本事業で作成・開発した教材やコンテンツ等について他大学等への普及を図るもの。

（2）選定件数

- ・【テーマ1】1件程度
- ・【テーマ2】1件程度

※申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

（3）補助期間

- ・最大3年間

※国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

（4）プログラムの規模

- ・補助金基準額 【テーマ1】10,000千円（初年度・年間）
【テーマ2】10,000千円（初年度・年間）

※次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

＜対象機関＞

- 【テーマ1】看護師養成課程を置く国公立大学
- 【テーマ2】附属病院を置く国公立大学のうち、申請時点で集中治療領域又は救急領域パッケージに係る特定行為区分の指定研修機関である大学、又は事業期間内に当該区分の指定研修機関となる予定である大学

【Q3-6】対象機関にある「集中治療領域又は救急領域パッケージに係る特定行為区分の指定研修機関（又は指定研修機関となる予定）であること」とは具体的にどの区分の指定研修機関である必要があるのか。

【A】以下のいずれかの特定行為区分の指定研修機関（又は指定研修機関となる予定）である必要があります。

集中治療領域：呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連、循環器関連、栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連、動脈血液ガス分析関連、循環動態に係る薬剤投与関連

救急領域：呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連、動脈血液ガス分析関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

＜申請可能件数＞

- 一つの大学が申請できる件数は【テーマ1】【テーマ2】毎に、代表校として1件、連携校（連携プログラムを実施する代表校以外の大学）として1件まで

【Q3-5】複数の看護系学部を持つ場合に、別々に申請が可能か。

【A】1大学に複数の看護系学部を持つ場合も、申請は1大学につき代表校として1件、連携校として1件までとなります。（同大学の中で複数の看護系学部が連携したプログラムを作成し、1大学として申請いただくことは可能です）

<申請資格・申請要件>

- 「大学教育再生戦略推進費（再推費）」に応募する際には、公募要領に定められた申請資格・申請要件を満たす必要があります。
- **代表校及び全ての連携校が申請資格と申請要件を満たすことが必要**です。
- 申請に当たっては、以下の提出書類を漏れなく確認・記入してください。
 - ①申請書
 - 【様式4】申請資格の適合状況
 - 【様式5】申請の基礎となる教育改革の取組状況
 - ②収容定員調査票（提出締切：令和6年5月17日（金））

【Q2-7】公募要領に定める申請資格のうち、iii）、ix）及びx）について、令和6年度の数字が確定していないが、申請資格を満たしているかどうか、どのように判断すべきか。

【A】本事業の公募の締切が令和6年4月30日（火）であることから、申請時点では、令和6年度の数字が確定していないため、申請書【様式4】申請資格の適合状況では、申請時点の最新版の数字で申請資格を確認のうえ、該当の有無を選択してください。

「収容定員調査票」については、各年度（令和6年度を含む。）の5月1日時点の数字を記入し、令和6年5月17日（金）までに提出してください。仮に、「収容定員調査票」と、先に提出した申請書【様式4】申請資格の適合状況の内容との間で齟齬が生じる場合には、申請書【様式4】申請資格の適合状況のみ、差替版の提出を認めます。

なお、「収容定員調査票」及び申請書【様式4】申請資格の適合状況により、申請資格を満たさないことが明らかとなった場合には、申請を取り下げていただくこととなります。

申請書の作成（公募要領p.7、pp.11-12）

- 申請書類は【テーマ】毎に作成・提出してください。
- 必ず、所定の様式を使用し、指定のページ数を厳守してください。
- 申請書の**青字（作成上の留意点や記入例）を十分確認**のうえ、定められた記載事項について、具体的に記載してください。（青字は提出時には削除してください。）

【様式1】

事業の構想等（テーマ1）

1. 事業の構想（※4ページ以内【厳守】）

(1) 全体構想

①事業の概要等

※事業の全体概要について、取組の特色やポイントを中心に記載してください。
(400字以内厳守)

※事業の全体像を示した資料
(ポンチ絵A4横1枚)を末尾
に添付すること。

②申請の背景

※申請に至った背景、問題意識、課題について、現在貴学で行われている医療的ケア児支援に係る取組状況も踏まえて具体的に記載してください。
※自治体や医療的ケア児支援センター等との連携体制について、具体的かつ明確に記載してください。
※既に医療的ケア児支援に係る看護師養成のための取組を実施している場合は概要を記載してください。

【Q1-10】 様式の改変はできないのか。

【A】 指定した様式で記入してください。なお、行数の増減に係る行の高さの調整は可能です。（横幅は変えないでください。）

指標の設定（公募要領p.7）

- 事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。
- その際、以下に記載する**必須指標を設定**してください。

【テーマ1】アウトプット：受入（履修）開始時期、受入（履修）目標人数
アウトカム：指導的立場にある看護師数の増加

【テーマ2】アウトプット：受入開始時期、受入目標人数
アウトカム：医療ひっ迫時における派遣要請に対応できる看護師数の増加

- その他、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。

【Q3-10】 本事業のアウトプット・アウトカム（任意指標）として、特定行為研修に関する目標を設定することは可能か。

【A】 可能です。

本事業では、テーマに関わらず事業全体を通じ、特定行為研修修了者の増加に寄与することや、将来的に、専門看護師や認定看護師、学会の認証看護師等を目指す看護師の増加につながることを期待しています。

- プログラムの選定のための審査は、文部科学省に設置する「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（看護師養成）推進委員会」において行います。
- 具体的な審査方法等については、『令和6年度「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（社会的な要請に対応できる看護師の養成）」審査要項』を参照してください。
- 各大学から提出された申請書は、『**審査の観点**』に沿って**審査**されます。
- 面接審査は6月中旬頃に行う予定です。
 - 公募締切後に、全ての申請大学に対し、面接実施日をお知らせしますので、ご予約の確保をお願いします。
 - 面接対象大学決定後、面接対象となった大学に対し、面接時間を含む詳細をお知らせします。

- 公募締切（申請書類の提出期限） 令和6年4月30日（火）
- 収容定員調査票の提出期限 令和6年5月17日（金）
- 面接審査 令和6年6月中旬頃
- 選定結果通知 令和6年6月下旬頃
- 交付内定（事業開始） 令和6年7月頃

※ 提出書類のファイル名は下記のとおりとしてください。（公募要領p.11参照）

「00【〇〇大学】申請書（テーマ1）」又は「00【〇〇大学】申請書（テーマ2）」
「00【〇〇大学】収容定員調査票」

※ ファイル名の「00」には公募要領「【別紙】大学番号一覧」の番号を記載してください。

※ 提出方法は以下のとおりです。（公募要領p.11参照）

「1. 提出書類アップロード用URL」にアクセスし、提出ファイルをアップロードしてください。
アップロードが完了した事を確認したら、「2. 申請連絡用URL」からその旨を回答してください。

1. 提出書類アップロード用URL

<https://mext.ent.box.com/f/f2f60ada1ca34c07bae003481873c3bc>

2. 申請連絡用URL

<https://forms.office.com/r/0fdxVSLeWz>

質問フォームからの御質問

	質問フォームからの御質問	回答
1	<p>申請資格 iii) にある「直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学」として学士課程（全学部）の収容定員充足率が70%を満たしていることとされている。</p> <p>本学では、令和6年4月より開設する新学部において、第一期生の入学定員充足率が70%を下回る予測だが、この場合、申請資格を満たしていないこととなるのか。</p>	<p>新設学部を含む全学部の収容定員充足率が70%を満たす場合には、iii) の資格を満たすものと考えます。</p>
2	<p>【テーマ2】の対象機関について、「申請時点で集中治療領域又は救急領域パッケージに係る特定行為区分の指定研修機関である大学」とあるが、当院の特定行為研修の指定研修機関は、「大学」ではなく「大学病院」に設置となっている。</p> <p>この場合、応募することはできるか。</p>	<p>大学病院や大学院等が自大学の指定研修機関となっている場合も、応募可能です。</p>
3	<p>【テーマ2】の対象機関について、事業に採択された場合、集中治療領域、救急領域のいずれかのパッケージ研修を開講する必要があるのか。</p>	<p>必ずしもパッケージ研修を開講する必要はありません。</p> <p>なお、仮に、申請時点で集中治療領域又は救急領域パッケージに係る特定行為区分の指定研修機関でない場合には、事業期間内に当該区分の指定研修機関に申請いただく必要があります。（具体的な区分については、Q&Aの「Q3-6」を参照してください。）</p>

公募説明会でいただいた御質問

	御質問	回答
1	【テーマ1】の申請対象について、「② 看護師養成課程の全学生を対象として、特別支援学校や地域の小中学校等における医療的ケア児支援を含む実習を構築するもの。」と記載があるが、全学生を対象としてプログラムを構築した上で、学校現場での実習は、学校現場での看護を希望する学生のみが実習することによいか。	【テーマ1】②の目的として、医療的ケア児への支援の実態や看護師の活躍の場が特別支援学校等にもあることを看護師養成段階から広く知ってもらいたいことから、学校現場での実習についても全学生を対象としていただきたいと思いますと考えています。
2	公募要領p.9「6.プログラムの実施と評価等」の（1）実施体制について、「①プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、・・・全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。」と記載があるが、本事業は看護師養成事業のため全学的な普及はかなり限定的になると考えている。 全学的な普及と成果の活用はどのようなものを想定されているのか。	大学教育再生戦略推進費（再推費）は、大学における革新的・先導的教育プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図ること等を目的としています。 このため、本事業で培った教育改革の考え方、進め方等について、事業実施部署に止まらず、全学的に普及、活用していただきたいと思います。 また、これまでの事業において、事業を実施している部署以外からは何をやっているのかよく分からないといった声を聞くことがあり、全学的に事業を実施している旨を広報いただくほか、他の看護系大学等へも事業成果の普及や成果の活用を進めていただきたいと思いますと考えています。
3	審査の観点（1）全体構想の優秀性 ①事業の概要等について、「○【テーマ2】都道府県を超えた緊急派遣に対応できる体制が構築されているか。」と記載があるが、具体的にはどういった体制を想定しているのか。	本項目は、審査に当たって、新興感染症を含む大規模災害の発生時に都道府県等から緊急派遣の要請があった際に、どのような体制で、どのように対応するのかについて、申請書の「1. 事業の構想（1）全体構想②申請の背景」に記載された内容をもとに評価するものです。 具体的には、貴学における規程やマニュアル等の整備状況、平時からの訓練の状況等から、緊急時における人的・物的資源の確保を含む派遣体制や、自院の事業継続体制等、緊急時に適切に実働できるための体制について具体化されているかについて評価するものです。

御清聴ありがとうございました